

# ○津山工業高等専門学校シナジーゼミナール 実施規程

平成 21 年 2 月 24 日

規 程 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、津山工業高等専門学校の教育課程に基づく「シナジーゼミナールⅠ及びシナジーゼミナールⅡ」(以下「授業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 学外で開講されている授業等を学習することで、本校では体験できない授業形態に触れること及び本校では学べない知識を習得することができ、より視野の広い技術者養成の一助とすることを目的とする。

(授業実施機関)

第 3 条 授業は、受入を許可された機関において行うものとする。

(授業実施時期)

第 4 条 授業の実施時期は、原則として学年または学期始めとする。

(履修手続)

第 5 条 授業を履修しようとする学生(以下「履修生」という。)は、所定の期日までに受入機関が必要とする書類を受入機関の長に、また履修願(別紙様式 1)を本校校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の必要書類等に基づき、受入機関へ依頼するものとする。

(経費)

第 6 条 授業に要する経費は、原則として履修生の負担とする。

(担当教員)

第 7 条 「シナジーゼミナールⅠ」は担当教務主事補、「シナジーゼミナールⅡ」は所属学科教務委員を担当教員とする。

2 担当教員は、受入機関の把握等を行うものとする。

(評価及び単位の認定)

第 8 条 教務委員会は、受入機関からの成績証明書等に基づき、100点法での評価及び単位の認定を行うものとする。

(1) 履修生は、受入機関へ成績証明書等の申請を行うものとする。

(2) 履修生は、所定の期日までに単位認定願(別紙様式 2)に前号の書類を添えて、担当教員及び担任を経て教務委員会へ提出しなければならない。

(履修上の注意)

第 9 条 履修生は、受入機関の規則を遵守し、授業中はもちろん、授業時間外においても節度のある対応を心掛けること。

(履修中の災害等)

第10条 履修中に災害などの事故があった場合は、校長は速やかに必要な処置を講ずるものとする。

(保険)

第11条 履修生は、傷害保険及び賠償責任保険に加入するものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、履修に関し必要な事項は本校学則及び学内諸規則を準用する。

(事務)

第13条 履修に関する事務は、学生課教務係において処理する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(別紙様式1)

担当教務主事補	担当教員	学級担任

## シナジーゼミナール履修願

平成 年 月 日

津山工業高等専門学校長 殿

工学科 年 番

氏 名

下記のとおり、履修を行いたいので、御許可くださるようお願いします。

### 記

科 目 名	・シナジーゼミナールⅠ      ・シナジーゼミナールⅡ		
一般・専門の別			
担 当 教 員			
履 修 期 間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 ( 時間)		
受 入 機 関 名			
受入機関における科目名	曜 日	時 限	単 位
そ の 他			

担当教務主事補	担当教員	学級担任

## シナジーゼミナール単位認定願

平成 年 月 日

津山工業高等専門学校長 殿

工学科 年 番

氏名

下記のとおり、履修し、別紙のとおりその成果が得られたので、単位の認定をお願いします。

### 記

科目名	・シナジーゼミナールⅠ      ・シナジーゼミナールⅡ
一般・専門の別	
単位数	単位
受入機関名	
履修期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 ( 時間)
担当教員	
その他	

※成績証明書等を添付すること